三豊市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領等に対する質問への回答（10月30日公開）

1	質問項目	仕様書1ページ 4.開設日及び開設時間 土曜日開所
	内容	見積書及び見積積算内訳書作成のため、土曜日は、山本放課後児童クラブ・詫間放課後児童クラブ共に、合同保育を実施されておられますでしょうかご教示願います。
	回答	土曜日は、各クラブ複数の支援単位で合同保育を実施しています。
2	質問項目	仕様書4ページ 9.支援の体制 （2）支援員の加配 特別な支援を必要とする児童数と加配支援員数
	内容	見積書及び見積積算内訳書作成のため、令和8年度における山本放課後児童クラブ・詫間放課後児童クラブの特別な支援を必要とする児童数と加配支援員数をご教示願います。
	回答	各クラブに在籍している児童数は山本A5人、山本B4人、詫間A4人、詫間B4人、詫間C3人です。 各クラブの加配支援員数は山本A・B及び詫間A・Bは2名、詫間Cは1名です。
3	質問項目	実施要領 様式第5号企画提案書
	内容	様式第5号について、様式内の記載項目は網羅した上で、任意様式による作成は可能でしょうか。 もし、任意様式による作成が不可な場合、表記されている外枠線を取り除いてもよろしいでしょうか。
	回答	任意様式による作成も可としますが、用紙サイズはA4縦、文字は横書きとしてください。また、外枠線及び様式内の記載項目（各小項目）は記載をしてください。なお、文字サイズや文字色、フォントの変更等は認めます。
4	質問項目	仕様書6ページ 15.委託料の支払い（2）
	内容	委託業務完了時に清算残金が生じた場合は市に返納するとありますが、受託事業者が委託料と実際の運営経費との差額を法人利益として計上することは認められないという理解でよろしいでしょうか。また、法人本部の一般管理費や利益相当額を見積積算内訳書に計上することは可能でしょうか。
	回答	見積積算内訳書に「業務管理費（利益含む）」の項目を設けているため、法人本部の一般管理費や利益相当額については当該項目に計上することが可能です。なお、委託業務完了時に清算残金が生じた場合は、市への返納が必要となります。
5	質問項目	仕様書4ページ 9.支援の体制（1） 支援員の配置
	内容	山本放課後児童クラブA・B、詫間放課後児童クラブA・B・Cについて、それぞれのクラブにおける年間を通じた職員配置人数をご教示ください。あわせて、平日および長期休業期間中の標準的な配置人数についても教えてください。
	回答	職員配置については、支援単位ごとに仕様書に定める配置基準を満たすよう配置をお願いします。
6	質問項目	仕様書7ページ、9ページ 19. 分担区分 別表2
	内容	山本放課後児童クラブA・B、詫間放課後児童クラブA・B・Cについて、それぞれのクラブにおける年間の運営費総額の目安をご教示いただけますでしょうか。可能であれば、人件費、消耗品費、光熱水費、保険料、その他の運営費等の内訳についてもご教示ください。
	回答	各クラブの運営費については、委託料の範囲内で各事業者において管理・運営いただいております。そのため、各クラブの年間運営費総額や人件費、消耗品費、光熱水費、保険料等の具体的な内訳については市からお答えすることができません。
7	質問項目	仕様書1ページ 4.開設日及び開設時間②土曜日（祝日を除く）及び学校休業日
	内容	開設日数についてです。事業を行うにあたり必要な年間開所日数はありますか？またお盆期間の開所について利用希望がなければ閉所日として取り扱うことが可能でしょうか？
	回答	放課後児童健全育成事業の交付金の基準が年間250日であることから、可能な限り年間250日以上の開室をお願いします。お盆期間等の開所についても、利用希望の状況を踏まえつつ、年間の開設日数を確保できるよう配慮ください。
8	質問項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（2）事業の運営に関する業務⑤おやつ等の提供
	内容	おやつの購入費に関しては委託料に含めるとのことで認識しておりますが、その他の食事代や別途費用が発生する行事費などは保護者から徴収することは可能でしょうか？
	回答	おやつの購入費については、委託料に含めることとしております。その他の食事代や行事費等については、費用の内容や徴収方法等を踏まえ、適切に検討した上で実施してください。

9	質問 項目	仕様書4ページ 8.委託業務の範囲及び内容(3)保護者対応に関すること②保護者説明会
	内容	保護者説明会について適宜とありますが、これまでの開催実績を教えてほしいです。
	回答	新入生や新規利用者の保護者に対し、利用開始前に必要な説明を行うため、各クラブにおいて、年度当初の利用開始前に保護者説明会を開催しています。
10	質問 項目	仕様書7ページ (別表1)業務分担表
	内容	下記についてどういったものを指すのか教えてほしいです。※全て市が実施者となるものに関してです。 ・事業運営に要する備品の購入・買替 ・5万円以上かつ耐用年数が2年以上の物品
	回答	令和7年度は、冷蔵庫、職員ロッカー、保管棚等の購入実績があります。
11	質問 項目	三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱 別表(第4条関係)
	内容	基準額に児童数や指導員基準数がありますが、仕様書にある支援員(支援の単位ごとに2名以上配置すること)とは異なる考え方でしょうか？
	回答	委託料の算定に用いる基準額における児童数や指導員基準数と、仕様書に定める職員配置基準は、それぞれ目的が異なります。配置は、仕様書に定めるとおり支援の単位ごとに2名以上の支援員等の配置をお願いします。委託料については、「三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱」別表(第4条関係)に基づき算出しています。
12	質問 項目	実施要綱4ページ 10. 企画提案書等の提出
	内容	企画提案書は事業計画書の項目を満たせば、任意書式でも宜しいでしょうか？
	回答	質問3の回答を参考にしてください。
13	質問 項目	実施要綱5ページ 11.見積上限額
	内容	各クラブの算出の計算式の詳細をご教示ください
	回答	三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱 別表(第4条関係) に基づき算出しています。
14	質問 項目	実施要綱5ページ 13. 選定及審査及び評価 (1)書類審査及びヒアリング審査の項目
	内容	三豊市放課後児童クラブ運営委託事業者選考委員会の委員をご教示ください。
	回答	選考委員会の委員に関する情報については、お答えすることができません。
15	質問 項目	実施要綱6ページ 13. (2)ヒアリング審査
	内容	ヒアリング審査において、プロジェクター・ケーブル・モニターなどは貴市にてご用意いただけますか？
	回答	85インチの液晶モニターを市で準備します。HDMIケーブルやパソコン等はご準備ください。
16	質問 項目	実施要綱6ページ 13. (2)ヒアリング審査
	内容	ヒアリング審査において、機器の接続時間や自己紹介は企画提案書等の説明(15分以内)に含まれますか？
	回答	機器の接続時間については、説明時間(15分以内)とは別に設定します。自己紹介については、説明時間に含めていただきますようお願いします。なお、実施要領6ページに記載のとおり、説明に際してはパワーポイント等を使用することができますが、説明内容は事前に提出された書類に記載された内容に限ります。また、説明にあたって、過剰な演出はご遠慮ください。

17	質問 項目	仕様書1ページ 4.開設日及び開設時間
	内容	山本放課後児童クラブと詫間放課後児童クラブにおいて、1校区にて複数支援ありますが、平日の夕方・土曜日・お盆などの児童が少なくなる場合は、1支援での開所となりますか？1支援での開所となる場合は、人員配置も1支援での人数となりますか？
	回答	土曜日やお盆期間等、利用児童が少なくなる場合は、複数の支援単位を合同で実施することが可能です。 平日については、児童の利用がある場合、開設時間内はすべての支援単位において必要な人員配置をお願いします(障害児担当指導員を含む)。
18	質問 項目	仕様書2ページ 6.対象及び利用見込数 (2)利用児童数
	内容	各クラブの通年・長期休暇時・土曜日の平均利用人数をご教示ください。
	回答	各クラブの平均利用人数は下記のとおりです。 【山本】 令和8年8月(平日)100人 (土曜日)7人 令和8年9月(平日) 72人 (土曜日)4人 【詫間】 令和8年8月(平日)107人 (土曜日)4人 令和8年9月(平日) 98人 (土曜日)2人
19	質問 項目	仕様書2ページ 6.対象及び利用見込数 (2)利用児童数
	内容	各クラブの配慮が必要な児童数をご教示ください。
	回答	質問2の回答を参考にしてください。
20	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容 (2)事業の運営に関わる業務 ②おやつ等の購入
	内容	各クラブの1人あたりの月間のおやつ代と長期休業中の利用の方のおやつ代(4月・7月・8月・12月・1月・3月)をご教示ください。
	回答	おやつ代については、各事業者において、委託料の範囲内で裁量により実施いただいているため、市からお答えすることはできません。
21	質問 項目	仕様書5ページ 9.支援の体制 (5)雇用
	内容	賃金等の雇用条件については、継続雇用につながるよう配慮することとあります。そのためにも、現在のシフトと賃金をご教示ください。
	回答	継続雇用につながるよう、賃金等の雇用条件に配慮することとしておりますが、現在のシフトや賃金については、各事業者において設定されているため、市からお答えすることはできません。
22	質問 項目	実施要綱3ページ 8.参加表明書等の提出方法 (1)参加表明書等の受付
	内容	参加表明書について、クラブ名を記載する際、各クラブごとに記載し、参加表明書の提出が必要でしょうか？
	回答	本プロポーザルでは、1事業者につき1提案とし、1クラブまたは2クラブのいずれかで応募いただけます。参加表明書については、応募するクラブごとに作成するのではなく、応募するクラブ名を1枚の参加表明書にまとめて記載し、提出してください。
23	質問 項目	仕様書2ページ 5.休業日
	内容	休業日について、直近3ヵ年における「特別休校日」「学校行事等により放課後児童クラブを実施できない日」「その他市長が認める日」の日数及び休業日の内訳についてご教示ください。
	回答	今年度、レベル4危険警報等発令により、2日クラブを休室とした実績があります。
24	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容 (1)児童の健全な育成に関する業務
	内容	各クラブの年間行事、事業計画について具体的にご教示ください。また、保護者・学校関係者・地域住民等が児童と一緒に参加するイベントについてもご教示ください。
	回答	各クラブの年間行事や事業計画については、各事業者において事業計画を策定し、裁量により実施しているため、具体的な内容については市からお答えすることができません。

25	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（1)児童の健全な育成に関する業務
	内容	各クラブの事業計画において、施設外で実施したイベント等があればご教示ください。
	回答	施設外で実施するイベント等については、各事業者において事業計画を策定し、裁量により実施しているため、具体的な内容については市からお答えすることができません。
26	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（1)児童の健全な育成に関する業務
	内容	事故、事件、災害等の緊急時の対応において、各クラブが実施している取り組み及び学校・地域・警察等の連携事例があればご教示ください。
	回答	事故・事件・災害等の緊急時の対応については、市が策定する「三豊市放課後児童クラブ安全計画」に基づき、施設・設備の安全点検、事故発生時の応急対応や保護者への連絡、子育て支援課への報告、各種訓練等を行うこととしています。また、学校との情報共有や不審者情報への対応など、関係機関と連携した安全確保に取り組んでいます。
27	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（1)児童の健全な育成に関する業務
	内容	放課後児童クラブや児童館など、各クラブの運営において、他施設との交流や地域交流によるイベント等があればご教示ください。
	回答	他施設との交流や地域交流によるイベント等については、各事業者において事業計画を策定し、裁量により実施いただいているため、各クラブの具体的な実施内容については市からお答えすることができません。
28	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（2)事業の運営に関する業務
	内容	各クラブにおける児童の入退室管理、保護者との連携はどのように対応しているかご教示ください。
	回答	児童の入退室管理や保護者との連携については、各事業者において、児童の安全確保や保護者への情報共有に配慮し、それぞれの運営方法により対応いただいております。なお、具体的な管理方法や連携方法については、市からお答えすることはできません。
29	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（2)事業の運営に関する業務
	内容	各クラブにおいて、保護者・学校・関係機関等に配布している資料等があればご教示ください。
	回答	各クラブにおいて配布している資料等については、各事業者において作成・配布しているため、市から内容をお答えすることはできません。
30	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（2)事業の運営に関する業務
	内容	各クラブにおいて、おやつ及び長期休業期間中の昼食提供について、提携している事業者等があればご教示ください。
	回答	提携している事業者等の具体的な情報については市からお答えすることができません。
31	質問 項目	仕様書3ページ 8.委託業務の範囲及び内容（2)事業の運営に関する業務
	内容	直近10カ年における各クラブの運営において、特別な支援が必要な児童等において、関係機関と連携した事例があればご教示ください。
	回答	直近10カ年における各クラブの具体的な連携事例については、個人情報保護の観点もあり、市から個別の事例をお答えすることはできません。